

コースタルローイング 安全マニュアル

2023 年 4 月

日本ローイング協会
コースタルローイング委員会

…はじめに 「安心安全なコースタルローイング普及を目指して」

日本ローイング協会では、2019年度にコースタルローイング委員会を発足し、砂浜および沿岸海洋で行う新種目コースタルローイングの普及活動を行ってきました。多大なご支援の元、艇・用具の整備、体験機会の創出を含めた水域開発、世界大会出漕希望クルーへの評価・選考の実施など、日本各地で普及活動が本格化し、各種団体、都道府県ローイング協会、水域地域と連携して競技普及に取り組んできた結果、2022年には関与人口が大幅に増加しました。そして、2023年度で取組開始5年目の節目を迎えます。

一方で、砂浜および沿岸海洋ならではのものと思われる気象現象、沿岸利用に様々な地元関係者が関わること、他競技や各種アミューズメントと隣りあわせになり得ることの影響もあり、今後の普及においてさらなる安全対策が求められています。これまで各地域、各イベントにおいて安全・安心に関する様々な取組みが行われてきましたが、海洋競技特有のリスクや発展途上競技ゆえに対策未整備な点があることを踏まえ、まだまだ多くの課題が残されております。安全・安心は、競技をする方々は勿論、観る方、支える方にとっても礎となるものです。

「自らの安全は自らで守る」という意識のもと、大会役員・スタッフ、競技者・競技団体、都道府県ローイング協会、関連するあらゆるステークホルダーが、たがいに敬意を払い、健全なスポーツ文化醸成を目標とする中で、「安心安全なコースタルローイング普及」を共に考え、共に行動する契機とするため、本運用マニュアルを制定するものであります。

目 次

- 1 コースタルローイングとは
- 2 コースタルローイング艇
- 3 コースタルローイングの活動水域
- 4 コースタルローイングトレーニング時の安全確保
- 5 コースタルローイング競漕会（コースタルフォーマット）の運営時
 - (1) 会場および周辺水域の海象・気象情報の収集、確認
 - (2) 会場設定、大会実施に係る法令手続き
 - (3) 会場および周辺水域の漁業者、利用者との調整
 - (4) コース設営時の安全確保
 - (5) レース実施時の安全確保
 - (6) レース実施、中止等の判断基準
 - (7) アスリート、大会役員等の安全対策
- 6 コースタルローイング競漕会（ビーチスプリントフォーマット）の運営時
 - (1) 会場および周辺水域の海象・気象情報の収集、確認
 - (2) 会場設定、大会実施に係る法令手続き
 - (3) 会場および周辺水域の漁業者、利用者との調整
 - (4) コース設営時の安全確保
 - (5) レース実施時の安全確保
 - (6) レース実施、中止等の判断基準
 - (7) アスリート、大会役員等の安全対策
- 7 競漕会場内の観客等の安全対策等

1 コースタルローイングとは

コースタルローイングは、2000年代に誕生した、オープンウォーターで漕ぐ新しいローイングスポーツです。

レース競技としては、2006年以降世界選手権がカンヌ（仏）、サン・レモ（伊）、モナコといったヨーロッパ有名観光地、そして2019年には、香港と深圳（中国）で開催されるなど世界中で人気が高まっています。

また、アウトドアレジャー向けのポータブルタイプは、持ち運びが容易で気軽に楽しめるため、新感覚のアクティビティとして幅広い世代に親しまれています。

主な特徴として、オリンピック競技のフラットウォーターと異なり、海岸やラフな湖、川などのオープンウォーターで行うローイングスポーツということが挙げられます。コース立地の多様性や設営のしやすさから、ヨーロッパを中心にモルディブやアフリカ、アメリカ南北の海岸など、新たなローイング拠点が生まれ、競技人口も急激に増えています。

競技としては、コースタルローイングフォーマットとビーチスプリントフォーマットの2種類があります。

このような世界的な潮流を受け、日本ボート協会（現日本ローイング協会）にコースタルローイング委員会が設置され、国内では、今治市（愛媛県）、蒲郡市（愛知県）、葉山町（神奈川県）で、ビーチスプリントローイング大会が開催されています。

また、2028年開催予定のロサンゼルスオリンピックで正式競技種目としての採用が期待されており、2023年には、バリ（インドネシア）で開催されるワールドビーチゲームス、2026年セネガルで開催されるユースオリンピックでも、ビーチスプリントが開催種目となっています。

2 コースタルローイング艇

コースタルローイング艇は、ソロ（1×）、ダブルスカル（2×）、舵手付きクオドルプルスカル（4×+）の3種類があり、その構造は、コースタル特有の波が高いラフなコンディションでも安定的に漕げるように、幅の広い船体で、船尾には、流入した水を即時放出できる機能が備えられています。

World Rowingの規程では、船の長さ、幅、最小重量、艇指定位置での幅が規定されています。



Solo (C1X) **Double (C2X)** **Coxed Quadruple sculls (C4X+)**

Boat Class	Maximum length	Minimum weight
C1X	6.00 m	35 kg
C2X	7.50 m	60kg
C4X+, C4+	10.70 m	130 kg

Boat Class	Secondary beam measurement point		
	Width Overall	Height of Measurement Point above deepest point of boat	Width at Measurement Point
C1X	0.75m	0.19m	0.55m
C2X	1.0m	0.23m	0.70m
C4X+, C4+	1.3m	0.30m	0.90m



3 コースタルローイングの活動水域における留意点

コースタルローイングは、砂浜のある海岸線の海洋や、大きな湖等で行われることになるが、フラットウォーターのように、漕艇場等といったレースコースでは行われることはなく、水域における水の流れや水深、浅瀬、岩礁、危険物等の情報は提供されていない場所となる。

したがって、トレーニングやレース等の活動を行う場合には、予め、水域に関する様々な情報を収集して、地元関係者等に聴取したうえで、実際の活動を行うことが、安全上、極めて重要である。

また、海洋では、漁業者や様々な海洋レジャー事業者、マリンスポーツの活動団体が存在し、活動している場合が多く、トレーニングや大会の実施にあたっては、事前に、これらの関係者と十分な協議や調整等が必要となる。

加えて、海洋や港湾区域では、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法や港湾法などの海事関係法令を遵守することはもちろんのこと、気象状況の変化を予測して、的確な安全確保を図らなければならない。

4 コースタルローイングトレーニング時の安全確保

コースタルローイングのトレーニングはフラットウォーターのトレーニングと異なり整備された閉鎖水域のレースコースではなく、主に開かれた海洋等で行われる。

そのため、トレーニング時の安全については、トレーニング水域として、問題ないか事前に確認するとともに、特に水域における安全確保に細心の注意を払う必要がある。

海洋では、潮流や離岸流などがあり、沖合に流されて漂流する危険性がある。また、多くの船舶等も航行しており、これらとの衝突、浅瀬や岩礁等への接触にも十分注意する必要がある。

また、漁業が営まれている水域では、操業への支障や漁網等の損傷にも注意は払う必要がある。

トレーニング時は、艇内へのライフジャケットの携行、複数艇での実施、コーチによるモーターボートでの並走・追走などが求められる。

緊急時の連絡手段として、無線機や携帯電話（防水パックに入れる）、GPS※、笛等を携行することが有効である。

併せて、港への入出港時には、規定されている海事規則を遵守し、安全な航行を心がけること。

クルーは、トレーニング時やレース時における転覆時に対しての訓練を定期的に行い、クルーの安全を守る全ての処置に熟知しておかななければならない。

■※GPS デバイス : 『 Hawkcast 』

<https://n-sportstracking-lab.com/smartrowing>

■問い合わせ先

N-Sports tracking Lab : contact@ml.n-sportstracking-lab.com

コースタルローイング委員会 : coastal@jara.or.jp



5 コースタルローイング競漕会（コースタルフォーマット）の運営時

(1) 会場および周辺水域の海象・気象情報の収集、確認

コースタルフォーマットの大会では、海洋等にアンカー式のブイを複数基設置して約6～8Kmのコースを設定する。そのため、設定水域における潮流や風の卓越風向、潮位変動等気象情報の収集、確認等の事前調査が重要である。

(2) 会場設定、大会実施に係る法令手続き

コース設定や大会利用にあたり、当該水域や海岸等に適用される海岸法、港湾法など関係法令等について、十分な調査、確認が必要であるとともに、必要な許可や届出を行わなければならない。

また、船舶の航行安全の観点から、海上保安部への許可申請や届出等の必要性についても確認しておくことが必要である。

港湾区域での大会実施に係る手続き

- ・港則法第32条「特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は予め港長※の許可を受けなければならない」※特定港以外は、管轄海上保安部長へ申請
- ・港則法施行規則第17条「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所」を規定
- ・港則法施行規則第19条「特に必要があると認めるときは、その他の事項についてもこれを指定して申請させることができる」とあり、事故を防止するための対策、緊急時の連絡体制等が求められる。

港則法等適用海域以外における大会実施に係る手続き

・港則法等の適用海域以外において大会を実施する場合、法的な許可及び届出の必要はないが、行事の規模、内容によっては、海上保安部公示による航泊禁止等の措置を執り、通行船舶等の安全を確保する必要があるため、事前時に地元海上保安部に相談して、行事のお知らせの提出することが求められる。

ビーチスタート/ビーチフィニッシュの場合における海岸使用に係る手続き

・海岸保全区域内の土地を排他独占的に使用する場合には、海岸法第7条に基づき、海岸管理者から占有許可（使用許可）を受ける必要がある。

なお、届出書を提出して場合でも、独占的な使用を認めたものでなく、あくまでも自由使用の範疇で、海岸管理者に情報提供されたもので、他の海岸利用者を排除する権利はないことに留意する必要がある。

海岸背後に公園等があり、一体的に大会で使用する場合の手続き

・都市公園内で競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部または一部を独占して利用する場合には、公園管理者の許可を得なければならない。

海岸でのドローン使用について

・海岸におけるドローンの飛行にあたっては、海岸の維持管理のために情報収集の一環として、海岸管理者より海岸一時使用届出を求められることがある。



東京湾内港湾区域

(3) 会場および周辺水域の漁業者、利用者との調整

海洋等の水域では、漁業者が日常的に漁業を営んでいる場合が多く、大会コース設定や水域利用が可能かどうかを事前に漁業協同組合に確認すること。

また、設定水域で行われているヨット、カヌー、SUPなどのマリンスポーツの実施状況も確認して、団体等への事前説明や大会実施の理解を得ておくことが求められる。

(4) レース実施時の安全確保

コースタルローイング規程では、地元の水域の事情に精通し、コースタルローイングの大会の経験者をレースディレクターとして指名することを規定している。

レースディレクターは、地元の海上保安機関とのあらゆる連絡に関する責任を有し、救命救助を含むあらゆる安全上の必要事項がレース開始前に適切に施されており、あらゆる地元の海事規則や規制に適合していることを確認しなければならない。

レースディレクターは、審判長と緊密に協力して、悪天候の場合のあらゆる決定に参加すること。

レース中の艇の転覆、クルーの落水等が発生した場合、速やかに救助ができるように、救助艇を配置すること。

コースタルフォーマットでは、コース距離が長く、先頭のクルーと遅れているクルーに相当の距離差が生じることがあり、これらに対応するために、複数の救助艇を配置する必要がある。

なお、救助艇は、落水者の安全で迅速な救助ができるように、ゴムボートやボードを付帯した水上バイク等が望ましい。

また、海事状況を熟知している地元ライフセービング協会との連携も有効である。

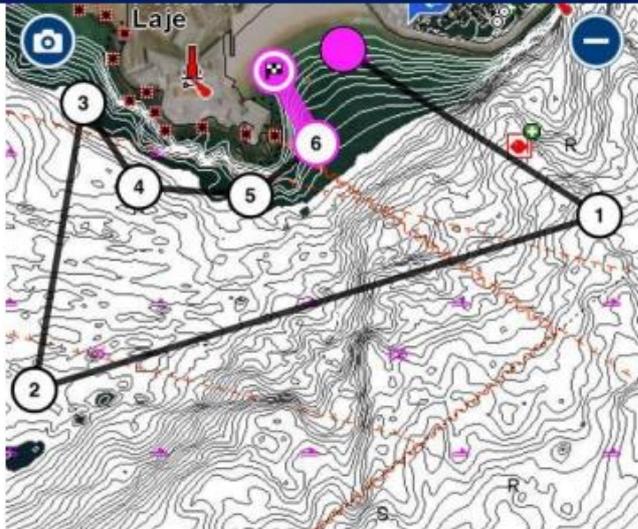


救 助 艇



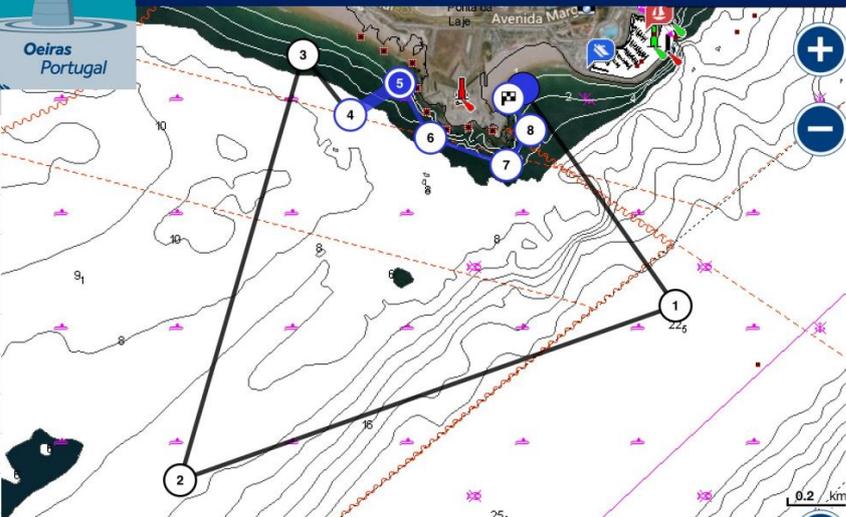
TRAINING

Buoy number	Position
#1	38°40.315' N 9°18.924' W
#2	38°40.112' N 9°19.746' W
#3	38°40.433' N 9°19.678' W
#4	38°40.340' N 9°19.592' W
#5	38°40.336' N 9°19.436' W
#6	38°40.389' N 9°19.336' W



6K RACE COURSE

6k	Distances	Position
Start		38° 40.489' N 9° 19.363' W
TP1	1,0k (1,0k)	38° 40.055' N 9° 18.976' W
TP2	1,9k (2,9k)	38° 39.705' N 9° 20.233' W
TP3	1,6k (4,5k)	38° 40.556' N 9° 19.921' W
TP4	0,3k (4,8k)	38° 40.437' N 9° 19.800' W
TP5	0,2k (5k)	38° 40.500' N 9° 19.676' W
TP6	0,3k (5,3k)	38° 40.371' N 9° 19.623' W
TP7	0,2k (5,6k)	38° 40.322' N 9° 19.401' W
TP8	0,2k (5,8k)	38° 40.405' N 9° 19.343' W
Finish	0,2k (6k)	38° 40.405' N 9° 19.343' W



コース図/ ターニングマーク GPS 情報

(5) レース実施、中止等の判断基準

レース実施にあたっては、事前の1週間前位から、気象情報の収集、把握に努め、大会期間中、安全な大会運営が可能かどうかを判断して、地元海事関係者等のアドバイスなども参考にして、レースディレクターと審判長等が緊密に連携して、大会の実施を決定すること。

レース中に、注意報や警報等の発令や雷鳴、突発的な荒天の状況が見られた場合には、速やかにレースを中断して、水上のクルーや大会関係者を上陸させ、避難をさせること。

そのために、水上の審判艇や救助艇には、無線機、メガホンを携行させて、クル

一へ的確な情報伝達と指示を行うこと。

気象状況によるレース中止等の判断基準については、強風・波浪の注意報や警報の発令基準が参考となる。

発令基準は、地区により、その数値が異なるため、会場ごとに、地元気象台の発令基準を確認すること。

例として、海上でヨットレースを開催する時のレース中止基準として、風速 12m/s、波浪 有義波高 2.5m、視程 1,000mと設定しているケースがある。

また、葉山ビーチスプリントの会場がある葉山町では、横浜地方気象台による強風、波浪に関する注意報・警報の発令は、次のとおりである。

注意報	発令基準	警報	発令基準
強風	相模湾 平均風速 12m/s	暴風	相模湾 平均風速 25m/s
波浪	有義波高 2.5m	波浪	有義波高 5.0m
高潮	潮位 1.1m	潮位	潮位 1.3m

これらの地元気象台からの気象通報や、気象予報サービス会社等から情報を的確に収集して、安全確保を最優先事項として、レース実施や中止の判断を行うこと。

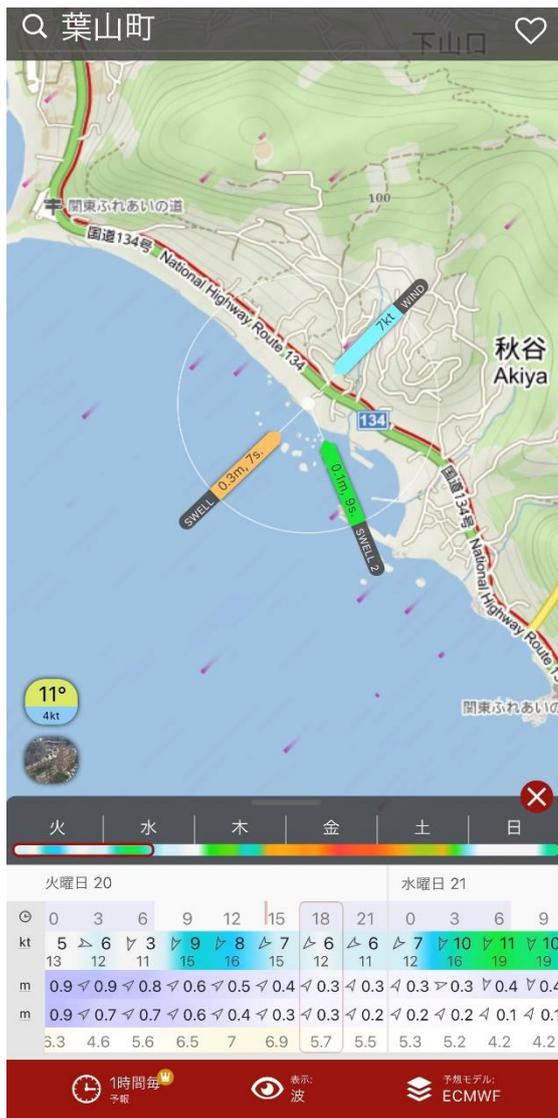
参考：気象予報情報収集の例



風速/風光、潮位、波高等の予報



雷予報



風向・風速・波高等の予報 Windy

(6) アスリート、大会役員等の安全対策

コースタルローイング大会では、コースタルローイング規程の定めにより、トレーニング時での出艇を含め、レースにおいて、クルーが水上に出艇する時、また帰艇した時には、必ず、監視所で、所定の記録簿にそれぞれの時間の記入とクルーキャプテンがサインしなければならない。

これは、主催者が水上にいるクルーの状況を確認して、帰還していないクルーがいた場合には、速やかに救助等の対応を行うなど、大会中のクルーの安全確保のために必要なものである。

また、コースタル艇には、クルー人数分のライフジャケットを携行し、舵手は水上では、必ずライフジャケットを着用しなければならない。

加えて、コースタル艇には、長さ 15m の曳航用ロープを備えておかなければならず、そのロープの端は、クルーメンバーの手に届く位置におき、荒天等により曳航が

必要となった場合に備えなければならない。

審判員を含む大会役員で、水上において業務にあたる者は、ライフジャケットを着用すること。

また、コースに配置されるターニングマーク審判は、各ターニングブイのポイントに停泊したモーターボート上で不安定な状態で業務をおこなうため、急な波による転落、落水、競漕艇との接触等に注意を払うこと。

出艇/帰艇 記録簿

ライフジャケット 曳航用ロープ

6 コースタルローイング競漕会（ビーチスプリントフォーマット）の運営時

(1) 会場および周辺水域の海象・気象情報の収集、確認

コースタルローイング（ビーチスプリントフォーマット）の大会は、砂浜の海岸とそれに接続する水域で水際線から約 300mまでのエリアであり、コースタルローイングフォーマットの大会と比較して、コンパクトなエリアとなる。

そのため、水域は水際線に近いことから、大会コースの設定では、岩礁や浅瀬等が存在することや、水深、海底線の勾配等のより、波の影響がレース運営に大きく影響するため、詳細な事前調査が必要となる。

エリアは、様々なマリンスポーツで利用されている場合が多く、エリアにおける安全に関する情報は、これらのマリンスポーツ事業者や利用者からの聞き取りも有用である。

(2) 会場設定、大会実施に係る法令手続き

コースタルフォーマットの大会と同様に、以下の手続きを行う必要がある。

コース設定や大会利用にあたり、当該水域や海岸等に適用される海岸法、港湾法など関係法令等について、十分な調査、確認が必要であるとともに、必要な許可や届出を行わなければならない。

また、船舶の航行安全の観点から、海上保安部への許可申請や届出等の必要性についても確認しておくことが必要である。

以下に、実施されている大会において必要となった法手続きを例示する。

【港則法】

港則法第 32 条の許可申請が必要な区域かどうかは必ず所管の海上保安部へ事前確認が必要。

※鴨池海岸公園（九王南海岸）、葉山公園（大浜海岸）は港則法第 32 条の範囲外であるため不要。ただし、事前に海上保安部には情報伝達を行った。

【海域申請】

- ・ 国有財産法第 18 条第 6 項
- ・ 愛媛県の海を管理する条例第 3 条

海上のブイ設置に関して、海岸より 50m 以上離れた水域にブイ等を設置する場合は、以下の書類提出が必要となります。

「法定外公共用財産使用許可申請書」（神奈川県横須賀土木事務所）

「海域の占用許可申請書」（愛媛県土木事務所）

※県により書式や申請書の名称が異なるので注意が必要。

事前にブイ設置に関して、県の所定書式や添付すべき資料など各県の所管土木事務所へ確認が必要。

【海岸申請】

- ・ 海岸法第 10 条第 2 項

海岸(砂浜)にテントやパラソル、幟やコースロープ等を設置する場合は、以下の書類提出が必要となります。

「海岸占用許可申請書」

※県により書式や申請書の名称が異なるので注意が必要。

事前に海岸(砂浜)設置に関して、県の所定書式や添付すべき資料など各県の所管土木事務所へ確認が必要。

都道府県土木事務所へ申請する際の注意事項

許認可申請に必要な添付資料として、地元利害関係者の同意書が必要な場合があります。特に海域申請には地元利害関係者として漁協組合の同意書を求められる場合があります。

※神奈川県は同意書不要、愛媛県は同意書必要

フォーマットはどんなものでも可
漁協組合とは、どの場所にどのような形状
のブイとアンカーを設置するのか協議を
してください。

同 意 書

今治ローイングクラブ

代表 井手 勝敏 様

下記の海域の占用について同意いたします。

記

- 1 占 用 場 所 今治市大西町九王甲 1168 番地の地先海面
※南九王海岸(鴨池海岸)を起点に約 250m沖まで
- 2 期 間 令和 3 年 6 月 26 日から令和 3 年 6 月 27 日まで
- 3 設 置 工 作 物 ブイ、アンカー

年 月 日

参考：大会実施に必要な法手続き

湾区域での大会実施に係る手続き

- ・港則法第 32 条「特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は予め港長※の許可を受けなければならない」※特定港以外は、管轄海上保安部長へ申請
- ・港則法施行規則第 17 条「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所」を規定
- ・港則法施行規則第 19 条「特に必要があると認めるときは、その他の事項についてもこれを指定して申請させることができる」とあり、事故を防止するための対策、緊急時の連絡体制等が求められる。

港則法等適用海域以外における大会実施に係る手続き

- ・港則法等の適用海域以外において大会を実施する場合、法的な許可及び届出の必要はないが、行事の規模、内容によっては、海上保安部公示による航泊禁止等の措置を執り、通行船舶等の安全を確保する必要があるため、事前時に地元海上保安部に相談して、行事のお知らせの提出することが求められる。

ビーチスタート/ビーチフィニッシュの場合における海岸使用に係る手続き

- ・海岸保全区域内の土地を排他独占的に使用する場合には、海岸法第 7 条に基づき、海岸管理者から占有許可（使用許可）を受ける必要がある。

なお、届出書を提出して場合でも、独占的な使用を認めたものでなく、あくまでも自由使用の範疇で、海岸管理者に情報提供されたもので、他の海岸利用者を排除する権利はないことに留意する必要がある。

海岸背後に公園等があり、一体的に大会で使用する場合の手続き

- ・都市公園内で競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部または一部を独占して利用する場合には、公園管理者の許可を得なければならない。

海岸でのドローン使用について

- ・海岸におけるドローンの飛行にあたっては、海岸の維持管理のために情報収集の一環として、海岸管理者より海岸一時使用届出を求められることがある。

大会や体験会などのイベントで、ドローン飛行を行う場合は上記の許認可申請の他に必ず国土交通省の許可申請が必要です。

(3) 会場および周辺水域の漁業者、利用者との調整

コースタルローイングフォーマットの大会と同様に、以下の調整を行う必要がある。

海洋等の水域では、漁業者が日常的に漁業を営んでいる場合が多く、大会コース設定や水域利用が可能かどうかを事前に漁業協同組合に確認すること。

また、設定水域で行われているヨット、カヌー、SUP などのマリンスポーツの実

施状況も確認して、団体等への事前説明や大会実施の理解を得ておくことが求められる。

特に、ビーチスプリントフォーマットの大会は、砂浜エリアと水際線から約 300m の水域が会場エリアとなることから、日常的に、マリンスポーツや散歩、釣り等、市民利用されている場所であり、会場設定にあたっては、これらの状況を十分に調査、確認して、大会場所として適当かどうかを判断することが重要である。

また、地元の自治体を巻き込み、連携して、大会を企画することや、単独のイベントとしてだけでなく、他の競技も含めたビーチスポーツ大会などに参画して大会を実施することも円滑な地元調整や大会運営が期待できるので有用である。

(4) コース設営時の安全確保

コース設営は、砂浜エリアと水域エリアに分かれるが、水域に設置するターニングブイは、陸上のスタートラインからの距離と、それぞれのレーンの直線性を確保する必要がある。

そのため、モーターボートで作業する人と陸上から指示する人で、無線機により連絡を取りながら作業を行うことになるが、モーターボート上でターニングマークブイの設置作業を行う人は、モーターボートドライバーと連携して、ライフジャケットを着用して、安全を確保しながら作業を行うこと。

また、作業中は、周辺の監視を行い、他の船舶の接近や衝突等がないように注意を払うこと。

砂浜から指示を行う人は、水域部分のみに目が行くことから、砂浜で散歩する人や釣り人にも十分目を配りながら、指示作業を行うこと。

(5) レース実施時の安全確保

コースタルローイングフォーマットの大会と同様に、以下のことに留意する必要がある。

コースタルローイング規程では、地元の水域の事情に精通し、コースタルローイングの大会の経験者をレースディレクターとして指名することを規定している。

レースディレクターは、地元の海上保安機関とのあらゆる連絡に関する責任を有し、救命救助を含むあらゆる安全上の必要事項がレース開始前に適切に施されており、あらゆる地元の海事規則や規制に適合していることを確認しなければならない。

レースディレクターは、審判長と緊密に協力して、悪天候の場合のあらゆる決定に参加すること。

レース中の艇の転覆、クルーの落水等が発生した場合、速やかに救助ができるように、救助艇を配置すること。

なお、救助艇は、落水者の安全で迅速な救助ができるように、ゴムボートやボー

ドを付帯した水上バイク等が望ましい。

また、海事状況に熟知した地元ライフセービング協会と連携して、地元のライフセイバーを配置することが推奨される。

ビーチスプリントフォーマットの大会では、大会水域がサーフィン、SUPなど他のマリンスポーツと競合することがあるため、レース中のコース内への進入をコントロールするマーシャル艇を配置して、安全を確保すること。

また、ビーチスプリントフォーマットの大会では、乗艇・帰艇時、クルーのサポートを行うボートハンドラーが配置される。ボートハンドラーは、乗艇・帰艇時のサポートにあたっては、安全確保のために規程上、肩より深い水深のエリアにはいかなないように規定されているので、これを遵守すること。

波が高い気象状況では、波により艇が流されたり、転覆したりすることがあり、その際に艇やオール等により、負傷することなども想定される。そのため、必要に応じて、クルーやボートハンドラーは、ライフジャケットやヘルメットを着用することも安全確保の面から有用である。

コースに近接して、岩礁等や浅瀬がある場合には、ブイ等を設置するなどして、危険区域を明示するとともに、そのエリアへの進入を監視するマーシャル艇の配置を行うこと。



帰艇時の波による転覆



クルー、ボートハンドラーのライフジャケット/ヘルメットの着用

(6) レース実施、中止等の判断基準

基本的には、コースタルローイングフォーマットの大会と同様である。

特に、艇の乗艇・帰艇が、水際で行われるため、波の影響を強く受けるので、波高について、状況を確認して、レースの中止等の判断を行う必要がある。

また、ボートハンドラーの安全に十分配慮し、安全が確保できないような状況になった場合には、レースは中止すること。

なお、波は、海底の起伏により、大きくその高さが変化するので、事前に通常時の返し波の状況も十分に調査しておくことが求められる。

(7) アスリート、大会役員等の安全対策

ビーチスプリントフォーマットの大会では、コースタルローイング規程に定められているクルー人数分のライフジャケットの携行、水上での舵手のライフジャケット着用コースタル艇への曳船用ロープの装備は求められていない。

これは、競技が行われるエリアが岸から約 300mの範囲であり、レースの進行状況が陸上から視認でき、救助等を要する場合にも、迅速な対応が可能であることから、そのような規定となっている。

しかしながら、初心者や経験の少ないクルーが参加する場合には、ライフジャケットを着用するなど、付加的な対応も考慮する必要がある。

また、コース遠端に配置されるターニングマーク審判は、停泊したモーターボート上で不安定な状態で業務を行うため、急な波による転落、落水、競漕艇との接触等に注意を払うこと。

また、乗艇中はライフジャケットを着用して業務にあたること。

ビーチスプリントフォーマットの大会では、チーム帯同や主催者配置のボートハンドラーが、出艇/帰艇時にクルーのサポートを行うことになるが、波の影響や艇との衝突・接触により負傷することがあるので、必要に応じて、ライフジャケットやヘルメット、手袋等を着用するなどの安全対策を行うこと。

7 競漕会場内の観客等の安全対策等

コースタルローイングフォーマットの大会は、ビーチスタート/ビーチフィニッシュ方式で行われなければ、競漕エリアがほぼ、海洋水域となるため、観客と競漕艇、クルーとの接触/衝突等の安全にかかわる事象は想定されないが、競漕水域近傍から手漕ぎボート等で観客やクルー関係者が応援することが考えられる。このような場合には、レースに影響を与えないように関係者に注意喚起を行うとともに、マーシャル艇の配置等を行うこと。

また、ビーチスプリントフォーマットの大会やコースタル艇試乗会は、単独イベントではなく、他アミューズメントイベントと併催されるケースや、ビーチハウスや海の家など地元商店と隣接するケースがある。この場合は酒を持ち込もうとする者、飲酒した者との間でトラブルや事故が発生する可能性も考えられる。そのため計画時に図面等で

クリーンエリア（酒類持ち込み不可）のゾーニングを明確にして適切な共存を図ること。そして、安全管理や重要な意思決定に携わる大会関係者は周囲に誤解を招く行動を取らぬこと。

ビーチスプリントフォーマットの大会では、コースが砂浜の陸上部分と岸から約 300 m 区間の水域に設定される。

そのため、特に陸上部分には、レース時のクルーと観客との衝突等が生じないように、エリアを安全柵やロープで等で区分して、安全を確保する必要がある。

なお、水際線や砂浜は大会で独占的に使用することができないために、散歩や散策等する人にも十分に注意を払い、必要に応じて、安全監視員を配置するとともに、迂回をお願いするなどの対応が必要となる。

水域部分では、マリンスポーツ等の利用者がレース水域に進入して、競漕艇と接触することも想定されるので、マーシャル艇の配置を行い、安全を確保すること。



陸上部分での観客エリアとの安全柵による区分

本マニュアルに関するお問い合わせ先：

公益社団法人日本ローイング協会 事務局

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2

ジャパンスポーツオリムピックスクエア 606

代表電話番号 03-5843-0461